



第 71 号

内藤 卓
KCCN 理事
司法書士

「新型コロナ・ウイルス感染症問題の下でのNPO法人の社員総会等の開催について」

1. はじめに

消費者団体は、その法人形態としてNPO法人（特定非営利活動法人）を選択しているケースが多いと思いますが、現時における新型コロナ・ウイルス感染症問題の下、理事会や社員総会の開催について苦慮されているものと思われます。既に方針を決定した団体も多いとは思いますが、参考までに要点を整理しておきたいと思えます。

2. 定款の規定を要確認

NPO法人の場合、株式会社や一般社団法人等と異なり、社員総会や理事会の運営について、法律（特定非営利活動促進法）には詳細な規定が置かれておらず、各NPO法人の定款の規定により千差万別といっても過言ではありません。必ず定款の規定を確認するようにしてください。

3. 理事会の開催について

NPO法人においては、理事会は法定の機関ではありません。したがって、理事会の運営については、定款の規定に基づき、柔軟な運営が可能となっています。いわゆる「書面決議」（会議を現実に開催せずに、理事全員が書面で同意する方法）の可否については、定款の規定を確認してください。許容する規定がなければ、現実に開催する必要がありますが、現実出席は理事長等の必要最小限度とし、欠席する理事は書面表決を利用するという方法が考えられます。現実出席者についても、WEB会議システムの活用を検討すべきでしょう。

4. 社員総会の開催について

社員総会は、少なくとも毎年1回開催しなければならない（法第14条の2）とされており、通常社員総会（定時社員総会）を省略することはできません。定款に通常社員総会の開催時期についての定めがある場合に、開催が遅れる場合が問題となり得ますが、「株式会社等において、コロナ・ウイルス感染症問題が生じている現時の情勢の下では、開催時期が遅れても定款違反とはならない」というのが法務省の考え方であり、この理は、NPO法人にもあてはまると考えられます。

（次頁につづく）

「書面決議」（法第14条の9第1項）については、定款の規定がなくても採用可能ですが、社員全員の同意が要件とされており、比較的社員の数が多い消費者団体の場合には、現実的ではありません。

そこで、理事会と同様に、現実開催で、出席者は運営担当の理事等の必要最小限度にすることとし、欠席する社員は、書面表決や委任状（法第14条7第2項）を利用するように推奨することが考えられます。現実出席者についても、WEB会議システムの活用を検討すべきでしょう。

なお、定款の変更に関する議案がある場合には、「社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければならない」（法第25条第2項本文）とされています。書面表決や委任状による場合も出席者にカウントされますが、決議要件を満たすように注意してください。

5. 役員改選について

万一社員総会の開催時期が遅れて、役員が就任後2年を経過するような場合にも、定款の規定に基づき、社員総会の終結の時まで任期が延長されるケースが多いと思います。定款の規定をよく確認してください。

この場合、改選後の役員の任期については、就任の日から2年（法第24条第1項）となりますが、最近では、定款に「任期の満了前に、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会において後任の役員が選任された場合には、その任期は、当該総会の終結の時までとする」という定めを置いて、任期を調整することができるようにしているNPO法人も多いと思います。定款の規定をよく確認してください。

6. 事業報告書等の提出について

内閣府HPによると、「内閣府から所轄庁に対しては、運用上の工夫として、2020年1月1日以降6月末までに提出期限が到来した事業報告書等（法29条）や役員報酬規程等（法55条）について、提出が遅延した場合、2020年9月末までを目安に督促等を行わないことを含めた柔軟な対応を依頼したところです。（2020年4月21日付依頼）」ということであり、所轄庁と相談の上、適切に対応してください。

7. 結びに代えて

先行きの見えない状況下ではありますが、NPO法人は、法令の規定に従って、適時適切な運営が求められています。本稿が参考になりましたら幸いです。

以上

(2020年4月)